



# 島根県報

平成16年 2 月 6 日 (金)  
第 1,544 号

(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 告 示

平成16年 2 月定例県議会の招集	(財 政 課)	1
新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更	(市 町 村 課)	2
字の区域の変更 ( 2 件)	( " )	2
介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	5
身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定	(障 害 者 福 祉 課)	5
島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の一部改正	(農 業 経 営 課)	5
島根ぶどう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱の一部改正	( " )	7
企業参入促進資金利子補給金交付要綱の一部改正	( " )	7
土地改良区の役員の就任及び退任	(農 村 整 備 課)	7
換地計画書の縦覧 ( 2 件)	( " )	8
県営土地改良事業計画の変更 ( 3 件)	( " )	8
換地計画書の縦覧 ( 4 件)	( " )	9
保安林予定森林 ( 5 件)	(森 林 整 備 課)	11
解除予定保安林	( " )	13
保安林の指定 ( 3 件)	( " )	13
地籍調査の結果の認証	(用 地 対 策 課)	15
過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく基幹道路の整備の完了	(道 路 維 持 課)	15
建築物の屋根の構造を制限する区域の指定	(建 築 住 宅 課)	15
道路の位置の指定	( " )	16

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る縦覧	(環 境 生 活 総 務 課)	16
平成16年度島根県立農業高等学校の学生募集	(農 業 経 営 課)	17
林業種苗法の規定に基づく生産事業者の登録	(森 林 整 備 課)	18
都市計画の変更案の縦覧	(下 水 道 推 進 課)	18

## 告 示

### 島根県告示第91号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第101条第 1 項の規定に基づき、平成16年 2 月20日定例県議会在松江市に招集するので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成16年 2 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第92号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項及び第260条第1項の規定により都万村長から次のとおり新たに生じた土地を確認し、字の区域を変更する旨の届出があったので、同法第9条の5第2項及び第260条第2項の規定により告示する。

平成16年2月6日

島根県知事 澄 田 信 義

新たに土地が生じた場所	面積	編入先の字
隠岐郡都万村大字都万字小津久5728番地1地先の公有水面埋立地	1,137.00平方メートル	大字都万字小津久

(ただし、上記地番は、平成14年12月19日現在のものである。)

島根県告示第93号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、平田市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による中ノ島土地区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日から生ずる。

平成16年2月6日

島根県知事 澄 田 信 義

平田市平田町字中ノ島に編入する区域

字	地 番
中本田	3359 - 3、3359 - 4、3359 - 6
及びこれらの区域に隣接する道路・水路である国有地の全部	

(ただし上記地番は、平成15年10月29日現在のものである。)

島根県告示第94号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、平田市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による中ノ島土地区画整理事業の換地処分公告のあった日の翌日から生ずる。

平成16年2月6日

島根県知事 澄 田 信 義

平田市平田町字中ノ島に編入する区域

字	地 番
中本田	2806 - 1、2806 - 2、2806 - 3、2806 - 4、2806 - 5、2806 - 6、2806 - 7、2806 - 8、2806 - 9、2806 - 10、2806 - 11、2806 - 12、2806 - 13、2806 - 14、2806 - 15、2807 - 1、2807 - 3、2807 - 5、2808 - 1、2808 - 2、2808 - 3、2808 - 4、2808 - 5、2808 - 6、2808 - 7、2810、2810 - 1、2810 - 2、2810 - 3、2810 - 4、2810 - 5、2812 - 1、2812 - 2、2812 - 3、2815、2816 - 3、2816 - 4、2816 - 5、2816 - 6、2816 - 7、2816続1、2817、2818 - 1、2818 - 2、2818 - 3、2818 - 4、2820 - 1、2820 - 3、2820 - 4、

2820 - 6、2820 - 8、2821、2822、2822 - 1、2822 - 2、2822 - 3、2822 - 4、2826 - 1、2826 - 2、2826 - 3、2826 - 4、2826 - 5、2826 - 7、2826 - 8、2827、2828、2828 - 2、2828 - 3、2828 - 4、2828 - 5、2829 - 1、2829 - 2、2829 - 3、2829 - 4、2829 - 5、2829 - 6、2829 - 7、2829 - 8、2830、2831 - 1、2831 - 2、2832、2832 - 2、2832 - 3、2832 - 4、2834 - 1、2834 - 2、2834 - 3、2835、2836 - 1、2836 - 2、2836 - 3、2837、2838、2839、2840 - 1、2840 - 2、2840 - 3、2841、2842、2842 - 1、2843、2843 - 1、2844、2844 - 2、2844 - 3、2844 - 4、2844続1、2844続2、2845 - 1、2845 - 2、2845 - 3、2845 - 4、2845 - 5、2845 - 6、2845 - 7、2845 - 8、2845 - 9、2845 - 10、2845 - 11、2845 - 12、2845 - 13、2846、2847、2848、2849、2850 - 1、2850 - 3、2850 - 4、2850 - 5、2850 - 6、2850 - 7、2850 - 8、2850続1、2851、2851 - 1、2851 - 2、2851 - 3、2851 - 4、2851 - 5、2852 - 1、2852 - 2、2853 - 1、2853 - 2、2853 - 3、2853 - 4、2853 - 5、2853 - 6、2853 - 7、2854、2855、2856、2857、2858、2859、2859続1、2859続2、2860、2861 - 1、2861 - 2、2861 - 3、2861続1、2862、2863、2863続1、2864、2865、2866 - 1、2866 - 2、2867 - 1、2867 - 2、2867続1、2868 - 1、2868 - 2、2869 - 1、2869 - 2、2870、2870続2、2871、2872、2873、2874、2875 - 1、2875 - 2、2875 - 3、2875続2、2876 - 1、2876 - 2、2876 - 3、2876 - 4、2876 - 5、2876 - 6、2876 - 8、2876 - 9、2876 - 10、2876 - 11、2876 - 12、2876 - 13、2876 - 14、2876 - 15、2876 - 16、2876 - 17、2876 - 18、2876 - 19、2876 - 20、2876続2、2876続3、2877、2878 - 1、2878 - 2、2879 - 1、2879 - 2、2879 - 3、2879 - 5、2880、2881 - 1、2881 - 2、2881 - 3、2881 - 4、2882、2882続2、2882続3、2883 - 1、2883 - 2、2884 - 2、2884 - 3、2884 - 4、2886、2887 - 1、2887 - 2、2887 - 3、2888、2889 - 1、2889 - 2、2889 - 3、2890、2891 - 1、2891 - 2、2891 - 3、2891 - 4、2891 - 5、2891 - 6、2891 - 7、2891 - 8、2891 - 9、2891 - 10、2891 - 11、2891 - 12、2891 - 14、2892 - 1、2892 - 2、2893 - 1、2893 - 2、2893 - 3、2893 - 4、2893 - 5、2893 - 6、2893 - 7、2893 - 8、2893続1、2894、2895、2896 - 1、2896 - 2、2897 - 1、2897 - 2、2897 - 3、2898 - 1、2898 - 2、2899 - 1、2899 - 2、2899 - 3、2899 - 4、2899 - 6、2899続1、2900 - 1、2900 - 2、2901 - 1、2901 - 2、2901 - 3、2901 - 4、2901 - 5、2901続1、2902、2903 - 1、2903 - 2、2903 - 3、2903 - 4、2903 - 5、2903 - 6、2903 - 7、2903 - 8、2903 - 9、2904 - 1、2904 - 2、2904 - 3、2904 - 4、2904 - 5、2904 - 6、2905 - 1、2905 - 2、2905 - 3、2906、2907、2907続1、2908、2909、2910、2911 - 1、2911 - 2、2912 - 1、2912 - 2、2912続1、2912続2、2913、2914、2915、2916 - 1、2916 - 2、2916 - 3、2916続1、2917 - 1、2917 - 2、2918 - 1、2918 - 2、2919 - 1、2919 - 2、2919 - 3、2919 - 4、2920 - 1、2920 - 2、2920 - 3、2921 - 1、2921 - 4、2921 - 5、2921 - 6、2921 - 7、2921 - 8、2921 - 9、2921 - 10、2921 - 11、2921 - 12、2921 - 13、2922 - 1、2922 - 2、2922 - 3、2922 - 4、2922 - 5、2922 - 6、2922 - 7、2922 - 8、2922 - 9、2922 - 10、2922 - 11、2922 - 12、2923、2924、2925、2926 - 1、2926 - 2、2927、2928 - 1、2928 - 2、2929、2929続1、2929続2、2930、2931、2932、2933、2934、2935、2936、2937、2938、2940、2941、2942、2947 - 1、2947 - 2、2988 - 2、2988 - 6、2988 - 7、2988 - 9、2989 - 2、2989 - 4、2989 - 5、2989 - 7、2989 - 11、3289 - 1、3289 - 2、3290 - 1、3291 - 1、3291 - 2、3291 - 3、3291 - 4、3292 - 1、3292 - 2、3292 - 3、3293 - 1、3293 - 2、3295、3296 - 1、3297 - 1、3298 - 1、3298 - 2、3298 - 3、3298 - 4、3299 - 1、3299 - 3、3299 - 4、3300 - 1、3300 - 3、3300 - 4、3301、3301 - 1、3302 - 1、3302 - 2、3302 - 3、3303、3304 - 1、3304 - 2、3304 - 3、3304 - 4、3304 - 5、3305、3306 - 1、3306 - 2、3307 - 1、3307 - 2、3307 - 3、3307 - 4、3307 - 5、3307 - 6、3307 - 7、3308 - 2、3310、3312、3313 - 1、3313 - 2、3314、3314続1、3315、3316 - 1、3316 - 2、3317 - 1、3317 - 2、3318 - 2、3318 - 3、3318 - 4、3318 - 5、3318 - 6、3318続1、3319 - 1、3319 - 2、3319 - 3、3320、3320続1、3320続2、3321、3322、3323、3324、3325、3326、3327 - 1、3327 - 2、3327 - 3、3327 - 4、3328 - 1、3328 - 2、3329 - 1、3329 - 2、3330 - 1、3330 - 2、3330 - 3、3330 - 4、3330 - 5、3330 - 6、3330 - 7、3330 - 8、3331、3331 - 1、3331 - 2、3332、3333、3334 - 1、3334 - 2、3334 - 3、3335、3336、3337 -

1、3337 - 2、3337 - 3、3337 - 4、3337 - 5、3337 - 6、3337 - 7、3337 - 8、3337 - 9、3337 - 10、3337 - 11、3337 - 12、3338、3338続1、3339、3340、3341 - 1、3341 - 3、3343、3343 - 1、3343 - 2、3344 - 1、3344 - 4、3344 - 5、3344 - 6、3344 - 7、3344 - 8、3345、3346 - 1、3346 - 2、3347、3348、3349 - 1、3349 - 2、3349 - 3、3350 - 1、3350 - 3、3350 - 5、3350 - 6、3350 - 9、3350 - 11、3350 - 12、3350 - 13、3350 - 14、3350 - 15、3351 - 2、3351 - 3、3351 - 4、3351 - 5、3351 - 6、3351 - 7、3352 - 1、3352 - 2、3352 - 3、3352 - 4、3353、3354 - 1、3354 - 2、3354 - 3、3355、3356、3356続1、3357、3358 - 1、3358 - 2、3359 - 1、3359 - 2、3359 - 5、3359続2、3360、3361、3361続1、3361続2、3361続3、3362、3363、3364 - 1、3364 - 3、3364 - 4、3364 - 5、3364 - 6、3365、3366 - 1、3366 - 2、3367 - 1、3367 - 2、3368 - 1、3368 - 2、3368 - 3、3369、3370 - 1、3370 - 2、3371 - 1、3371 - 2、3372 - 1、3372 - 2、3373 - 1、3373 - 2、3373 - 3、3374 - 1、3374 - 2、3374 - 3、3375、3376、3376続1、3377 - 1、3377 - 2、3378、3379 - 1、3379 - 2、3380、3380 - 1、3380 - 2、3380 - 3、3381 - 1、3381 - 3、3381 - 5、3381 - 6、3381 - 7、3382 - 1、3382 - 2、3383 - 1、3383 - 2、3384、3385、3386、3387 - 1、3387 - 2、3388 - 2、3389 - 1、3389 - 2、3389 - 3、3389 - 4、3389 - 5、3389 - 6、3389 - 7、3389 - 8、3389 - 9、3389 - 10、3389 - 11、3389 - 13、3389 - 14、3389 - 16、3389 - 17、3389 - 18、3389 - 19、3389 - 20、3389 - 21、3389 - 22、3389 - 23、3389 - 24、3389 - 25、3389 - 26、3389 - 27、3389 - 28、3389 - 29、3389 - 30、3390、3391、3391続1、3392 - 1、3392 - 2、3392 - 3、3392 - 4、3393 - 1、3393 - 2、3393 - 3、3393 - 4、3393 - 5、3393 - 6、3393 - 7、3393 - 8、3393 - 9、3393 - 10、3393 - 11、3393 - 12、3393 - 13、3393 - 14、3393 - 15、3393 - 16、3393 - 17、3393 - 18、3393 - 19、3393 - 20、3393 - 21、3393 - 22、3393 - 23、3393 - 24、3393 - 25、3393 - 26、3393 - 27、3393 - 28、3393 - 29、3393 - 30、3393 - 31、3393 - 32、3393 - 33、3393 - 34、3393 - 35、3393続1、3394、3395、3395 - 1、3396 - 1、3396 - 2、3396 - 3、3397 - 2、3400、3401 - 1、3401 - 2、3401 - 3、3401 - 4、3401 - 5、3401 - 6、3401 - 7、3401 - 8、3402、3403 - 1、3403 - 2、3405、3406 - 1、3406 - 2、3406 - 3、3406 - 4、3406 - 5、3407 - 1、3407 - 2、3408、3409、3410、3411、3412、3413、3414、3415、3416 - 1、3416 - 2、3417、3418、3419 - 1、3419 - 2、3419 - 3、3419 - 4、3420 - 1、3420 - 2、3421 - 1、3421 - 2、3422、3423、3424 - 1、3424 - 2、3425、3425続1、3426 - 1、3426 - 2、3426 - 3、3426 - 4、3426 - 5、3427 - 1、3427 - 2、3428、3429、3430、3431 - 1、3431 - 2、3432、3433、3434、3435 - 1、3435 - 3、3435 - 5、3435 - 6、3435 - 8、3435 - 9、3435続3、3436 - 1、3436 - 2、3437 - 1、3437 - 2、3437 - 3、3437 - 4、3437 - 5、3438 - 1、3438 - 2、3438 - 3、3438 - 4、3439、3439 - 1、3439 - 2、3440、3441 - 1、3441 - 2、3441 - 3、3441 - 4、3441 - 5、3442、3443、3444 - 1、3444 - 2、3444 - 3、3444 - 4、3444 - 5、3445 - 1、3445 - 2、3445 - 3、3445 - 4、3445 - 5、3446、3446 - 1、3446 - 2、3447 - 1、3447 - 2、3448 - 1、3448 - 2、3449 - 1、3449 - 2、3450 - 1、3450 - 2、3451 - 1、3451 - 2、3451 - 3、3452、3453 - 1、3453 - 2、3454 - 2、3454 - 3、3455、3456、3457、3458、3459、3460、3461、3462 - 1、3462 - 2、3463 - 1、3463 - 2、3464、3465 - 1、3465 - 2、3465 - 3、3465 - 4、3465 - 5、3466、3466 - 1、3467、3468、3469 - 1、3469 - 2、3470、3471 - 1、3471 - 2、3472 - 1、3472 - 2、3472 - 3、3472 - 4、3473 - 1、3473 - 2、3474、3475、3476 - 1、3476 - 2、3476 - 3、3477 - 1、3477 - 2、3477 - 3、3477 - 4、3478、3479 - 1、3479 - 2、3480、3480 - 1、3481 - 1、3481 - 2、3482 - 1、3482 - 2、3483 - 1、3483 - 2、3484 - 1、3484 - 2、3484 - 3、3484 - 4、3485、3485 - 2、3485 - 3、3486 - 1、3486 - 2、3486 - 3、3487 - 1、3487 - 2、3487 - 3、3488 - 1、3488 - 2、3488 - 3、3488 - 4、3489、3490、3491、3492、3493、3494 - 1、3494 - 2、3495、3496 - 1、3496 - 2、3496 - 3、3496 - 4、3497、3498 - 1、3498 - 2、3498 - 3、3499、3500、3501、3502、3503、3504、3505、3506 - 1、3506 - 2、3506 - 3、3507、3507続1、3508 - 1、3508 - 2、3508 - 3、3509 - 1、3509 - 2、3509 - 3、3510 - 1、3510 - 2、3510 - 3、3511、3512、3513、3514、3515、3516、3517、3518 - 1、3518 - 2、

3519、3520、3521、3522 - 1、3522 - 2、3522 - 3、3522 - 4、3522 - 5、3523、3524、3525 - 1、3525 - 2、3526、3527、3528、3528続1、3529、3530、3531、3532、3533、3534、3534続1、3535 - 1、3535 - 2、3535 - 3、3536、3537 - 1、3537 - 2、3538、3538続1、3539、3540、3540続1
並びにこれらの区域に隣接及び介在する道路・水路である国有地の全部

(ただし上記地番は、平成15年10月29日現在のものである。)

島根県告示第95号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第46条第 1 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第 1 号の規定に基づき告示する。

平成16年 2 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社コムスン	株式会社コムスン出雲ケアセンター	出雲市大津町朝倉788 - 2大北館	平成15年10月 1 日
株式会社コムスン	株式会社コムスン松江ケアセンター	松江市乃白町334 - 6のしらスイートビルA室	平成15年10月 1 日
特定非営利法人ほなみネット21	穂なみ介護支援事業所	出雲市里方町116番地	平成16年 2 月 1 日
有限会社おおぞら	おおぞら介護センター	松江市古市原 7 丁目 4 番14号	平成16年 2 月 1 日

島根県告示第96号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の17第 1 項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第17条の23第 1 号の規定に基づき告示する。

平成16年 2 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 島根県社会福祉事業団	デイサービス	眺峰園障害者デイサービスセンター	大田市大田町吉永1453 - 13	平成16年 1 月28日

島根県告示第97号

島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱（平成 3 年島根県告示第447号）の一部を次のように改正する。

平成16年 2 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第2条関係)

		利 子 補 給 率																	
		融資機関が措置要綱第3の2のア、ウ及びオに掲げる者である場合				融資機関が措置要綱第3の2のイ、エ、カ及びキに掲げる者である場合													
中山間地域活性化資金の種類	貸付金のうち2億7千万円以下の部分 大企業以外の者に貸し付ける場合	貸付期間が7年以内の場合	年1.7パーセント	貸付期間が8年以内の場合	年1.65パーセント	貸付期間が9年以内の場合	年1.55パーセント	貸付期間が10年以内の場合	年1.45パーセント	貸付期間が11年以内の場合	年1.35パーセント	貸付期間が12年以内の場合	年1.25パーセント	貸付期間が13年以内の場合	年1.15パーセント	貸付期間が14年以内の場合	年1.05パーセント	貸付期間が15年以内の場合	年0.8パーセント
		貸付期間が7年以上の場合	年1.45パーセント	貸付期間が8年以上の場合	年1.4パーセント	貸付期間が9年以上の場合	年1.3パーセント	貸付期間が10年以上の場合	年1.2パーセント	貸付期間が11年以上の場合	年1.1パーセント	貸付期間が12年以上の場合	年1.0パーセント	貸付期間が13年以上の場合	年0.9パーセント	貸付期間が14年以上の場合	年0.8パーセント	貸付期間が15年以上の場合	年0.6パーセント
	大企業に貸し付ける場合	年1.2パーセント	年1.15パーセント	年1.05パーセント	年0.95パーセント	年0.85パーセント	年0.75パーセント	年0.65パーセント	年0.55パーセント	年0.35パーセント	年0.3パーセント	年0.2パーセント	年0.1パーセント	年0.05パーセント	年0.05パーセント	年0.05パーセント	年0.05パーセント	年0.05パーセント	年0.05パーセント
1 措置要綱第2の(1)の加工流通施設整備資金	貸付金のうち2億7千万円を超える部分 大企業以外の者に貸し付ける場合	貸付期間が7年以内の場合	年1.95パーセント	貸付期間が8年以内の場合	年1.9パーセント	貸付期間が9年以内の場合	年1.8パーセント	貸付期間が10年以内の場合	年1.7パーセント	貸付期間が11年以内の場合	年1.6パーセント	貸付期間が12年以内の場合	年1.5パーセント	貸付期間が13年以内の場合	年1.4パーセント	貸付期間が14年以内の場合	年1.3パーセント	貸付期間が15年以内の場合	年1.1パーセント
		貸付期間が7年以上の場合	年1.7パーセント	貸付期間が8年以上の場合	年1.65パーセント	貸付期間が9年以上の場合	年1.55パーセント	貸付期間が10年以上の場合	年1.45パーセント	貸付期間が11年以上の場合	年1.35パーセント	貸付期間が12年以上の場合	年1.25パーセント	貸付期間が13年以上の場合	年1.15パーセント	貸付期間が14年以上の場合	年1.05パーセント	貸付期間が15年以上の場合	年0.85パーセント
	大企業に貸し付ける場合	年1.25パーセント	年1.2パーセント	年1.15パーセント	年1.05パーセント	年0.95パーセント	年0.85パーセント	年0.75パーセント	年0.65パーセント	年0.55パーセント	年0.45パーセント	年0.35パーセント	年0.25パーセント	年0.15パーセント	年0.05パーセント	年0.05パーセント	年0.05パーセント	年0.05パーセント	
2 措置要綱第2の(2)の保健機能増進施設整備資金	貸付金のうち2億7千万円以下の部分 大企業以外の者に貸し付ける場合	貸付期間が7年以内の場合	年1.7パーセント	貸付期間が8年以内の場合	年1.65パーセント	貸付期間が9年以内の場合	年1.55パーセント	貸付期間が10年以内の場合	年1.45パーセント	貸付期間が11年以内の場合	年1.35パーセント	貸付期間が12年以内の場合	年1.25パーセント	貸付期間が13年以内の場合	年1.15パーセント	貸付期間が14年以内の場合	年1.05パーセント	貸付期間が15年以内の場合	年0.85パーセント
		貸付期間が7年以上の場合	年1.45パーセント	貸付期間が8年以上の場合	年1.4パーセント	貸付期間が9年以上の場合	年1.3パーセント	貸付期間が10年以上の場合	年1.2パーセント	貸付期間が11年以上の場合	年1.1パーセント	貸付期間が12年以上の場合	年1.0パーセント	貸付期間が13年以上の場合	年0.9パーセント	貸付期間が14年以上の場合	年0.8パーセント	貸付期間が15年以上の場合	年0.6パーセント
	大企業に貸し付ける場合	年1.25パーセント	年1.2パーセント	年1.15パーセント	年1.05パーセント	年0.95パーセント	年0.85パーセント	年0.75パーセント	年0.65パーセント	年0.55パーセント	年0.45パーセント	年0.35パーセント	年0.25パーセント	年0.15パーセント	年0.05パーセント	年0.05パーセント	年0.05パーセント	年0.05パーセント	
3 措置要綱第2の(3)の生活環境施設整備資金	農業協同組合等以外の者に貸し付ける場合	年1.25パーセント																	
	農業協同組合等に貸し付ける場合	年0.4パーセント																	

## 附 則

- 1 この告示は、平成16年 2 月 6 日から施行し、この告示による改正後の島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の規定は、平成16年 1 月26日から適用する。
- 2 平成16年 1 月26日前に系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金の融通に関する措置要綱（平成 2 年 6 月 7 日付け 2 農経 A 第635号農林水産事務次官依命通知）第 4 の(3)の規定により利子補給の決定を受けている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

## 島根県告示第98号

島根ぶどう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱（平成12年島根県告示第192号）の一部を次のように改正する。

平成16年 2 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

別表貸付条件の欄中「年1.6パーセント」を「年1.5パーセント」に改める。

## 附 則

- 1 この告示は、平成16年 2 月 6 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根ぶどう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱の規定は、平成16年 1 月26日以降に貸し付けられる島根ぶどう災害緊急特別資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根ぶどう災害緊急特別資金については、なお従前の例による。

## 島根県告示第99号

企業参入促進資金利子補給金交付要綱（平成15年島根県告示第789号）の一部を次のように改正する。

平成16年 2 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

別表貸付条件の欄中「年1.6パーセント」を「年1.5パーセント」に改める。

## 附 則

- 1 この告示は、平成16年 2 月 6 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の企業参入促進資金利子補給金交付要綱の規定は、平成16年 1 月26日以降に貸し付けられる企業参入促進資金について適用し、同日前に貸し付けられた企業参入促進資金については、なお従前の例による。

## 島根県告示第100号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年 2 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

## 能義郡広瀬町土地改良区

- 1 就任した役員の氏名及び住所

## 理事

仙田 欣三 能義郡広瀬町上山佐822番地

- 2 就任年月日

平成15年12月 5 日

- 3 退任した役員の氏名及び住所

理事

鴨木 弘明 能義郡広瀬町上山佐1829番地

島根県告示第101号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項の規定に基づき、飯石郡三刀屋町土地改良区理事長から根波別所地区の換地計画認可の申請があり、同法第52条の2第1項の規定により審査の結果これを適当と決定したから、同条第4項において準用する同法第8条第6項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該換地計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成16年2月6日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成16年2月6日から21日間

3 縦覧の場所

三刀屋町役場

島根県告示第102号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項の規定に基づき、飯石郡三刀屋町土地改良区理事長から乙多田地区の換地計画認可の申請があり、同法第52条の2第1項の規定により審査の結果これを適当と決定したから、同条第4項において準用する同法第8条第6項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該換地計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成16年2月6日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成16年2月6日から21日間

3 縦覧の場所

三刀屋町役場

島根県告示第103号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、佐太南地区を受益地域とする用排水施設事業（県営農村活性化住環境整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成16年2月6日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

佐太南地区用排水施設事業（県営農村活性化住環境整備事業）変更計画書の写し

- 2 縦覧の期間  
告示の日から21日間
  - 3 縦覧の場所  
鹿島町役場
- 

## 島根県告示第104号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、佐太南地区を受益地域とする区画整理事業（県営農村活性化住環境整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。  
平成16年 2 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称  
佐太南地区区画整理事業（県営農村活性化住環境整備事業）変更計画書の写し
  - 2 縦覧の期間  
告示の日から21日間
  - 3 縦覧の場所  
鹿島町役場
- 

## 島根県告示第105号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、名島地区を受益地域とする区画整理事業（県営経営体育成基盤整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。  
平成16年 2 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称  
名島地区区画整理事業（県営経営体育成基盤整備事業）変更計画書の写し
  - 2 縦覧の期間  
告示の日から21日間
  - 3 縦覧の場所  
斐川町役場
- 

## 島根県告示第106号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う北三瓶地区第1工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てすることができる。

平成16年 2 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書
- 2 縦覧の期間  
平成16年2月6日から21日間
- 3 縦覧の場所  
大田市役所

---

島根県告示第107号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う北三瓶地区第3工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てすることができる。

平成16年2月6日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書
- 2 縦覧の期間  
平成16年2月6日から21日間
- 3 縦覧の場所  
大田市役所

---

島根県告示第108号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う北三瓶地区第4工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てすることができる。

平成16年2月6日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書
- 2 縦覧の期間  
平成16年2月6日から21日間
- 3 縦覧の場所  
大田市役所

---

島根県告示第109号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う民谷地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てすることができる。

平成16年 2 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書
- 2 縦覧の期間  
平成16年 2 月 6 日から21日間
- 3 縦覧の場所  
吉田村役場

島根県告示第110号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年 2 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所  
平田市美談町字西谷1823、1824、1826から1828まで、字旅伏1872 5、1872 21、1872 43、1872 44、1872 50、1872 66から1872 70まで
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び平田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第111号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年 2 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所  
大田市祖式町祖式字市場3540、3541 2、字吉城寺3542 1、字寺山3543、3544 2
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

島根県告示第112号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年2月6日

島根県知事 澄 田 信 義

1(1) 保安林予定森林の所在場所

邑智郡瑞穂町大字上田所2145 1、2145 2、川本町大字川下1025 2、1029 1、1050、3121 1

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

邑智郡羽須美村大字雪田1480 1、1480 3

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

島根県告示第113号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年2月6日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡石見町大字井原3932 12、3932 14から3932 33まで、3932 38、3932 50から3932 53まで、3932 57、3934 30、3934 48、3934 58

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間の樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び石見町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第114号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年 2 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

飯石郡赤来町大字真木813 1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び赤来町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第115号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年 2 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除予定保安林の所在場所

仁多郡仁多町大字鴨倉1211 4、1212 12

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第116号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において

準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年2月6日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林の所在場所  
浜田市内村町1596、1847、1850 3、1852 1、1853
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第117号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年2月6日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林の所在場所  
邇摩郡仁摩町大字大国町字尾才迫105 1、字ヲサイ迫3138
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び仁摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第118号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年2月6日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林の所在場所  
那賀郡金城町大字小国口80 3、口81、口83から口85まで
- 2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び金城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第119号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第 2 項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成16年 2 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成 果 の 名 称		調査を行った地域	認証年月日
		地 籍 図	地 籍 簿		
日原町	平成14年度～15年度	32枚	1冊	添谷	平成16年 1 月27日
日原町	平成14年度～15年度	7枚	1冊	添谷	平成16年 1 月27日
美保関町	平成11年度～15年度	38枚	1冊	北浦 ( )	平成16年 1 月27日
瑞穂町	平成12年度～15年度	40枚	1冊	馬野原 2	平成16年 1 月27日

島根県告示第120号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第 1 項の規定に基づき基幹道路の整備を次のとおり完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）第 7 条第 2 項の規定に基づき告示する。

平成16年 2 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類及び路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事完了の期日
村道 都加賀民谷線	飯石郡吉田村大字民谷957番 3 地先から同大字960番 1 地先まで	拡幅	平成16年 1 月13日
〃	飯石郡吉田村大字民谷987番 7 地先から同大字987番 3 地先まで	〃	〃

島根県告示第121号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第22条の規定に基づき、建築物の屋根の構造を制限する区域を次のとおり指定する。

平成16年 2 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

安来市

松江圏都市計画市街化区域。

ただし、昭和46年島根県告示第107号で指定した区域を除く。

関係図面は、島根県土木部建築住宅課、松江土木建築事務所及び安来市役所に備えて一般の縦覧に供する。

東出雲町

松江圏都市計画市街化区域。

ただし、昭和46年島根県告示第107号で指定した区域を除く。

関係図面は、島根県土木部建築住宅課、松江土木建築事務所及び東出雲町役場に備えて一般の縦覧に供する。

玉湯町

松江圏都市計画市街化区域。

ただし、昭和46年島根県告示第107号で指定した区域を除く。

関係図面は、島根県土木部建築住宅課、松江土木建築事務所及び玉湯町役場に備えて一般の縦覧に供する。

島根県告示第122号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

平成16年2月6日

島根県知事 澄 田 信 義

1 道路の位置

簸川郡大社町大字中荒木字浜根46番9、同47番9、同47番7の一部、同48番6の一部

2 道路の幅員

5.0メートル

3 道路の延長

34.16メートル

4 位置標示方法

別紙図面図示位置に、境界金属プレート、側溝及び止コンクリート縁を設置して標示する。

5 指定の年月日及び番号

平成16年1月30日第7号

備考

別紙図面は、出雲土木建築事務所及び大社町役場に備えて一般の縦覧に供する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年2月6日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成16年1月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ボランティアネットたき

3 代表者の氏名

石飛エミ子

4 主たる事務所の所在地

簸川郡多伎町大字小田50番地

5 定款に記載された目的

この法人は、多伎町内に住む高齢者、障害のある方への介護予防・痴呆予防事業を中心に、給配食サービス、福祉施設入所者等との交流事業、子育て支援事業及び町内の環境美化活動等を行い、『手をつなぎ、くらしの安心と幸せを願って』をテーマとしてボランティア活動の推進を図り、地域のネットワークを形成することにより、町内に住む人々を対象に住みよいまちづくりを推進することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

平成16年度島根県立農業大学校の養成部門の学生の第 2 次学生募集を次のとおり実施する。

平成16年 2 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 募集の目的

本県の主要産業である農林業の将来を展望し、広い視野にたつて農林業を考え、新しい農林業を創造し、地域社会の発展に寄与する農林業後継者及び農林業指導者の養成を図る。

2 一般入学試験

(1) 募集人員及び修業年限

課 程	専 攻	募集人員	修業年限
園 芸	果 樹	5 名程度	2 年
畜 産	肉 用 牛	10名程度	

(2) 出願資格

ア 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は平成16年 3 月に卒業見込みの者、若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は平成16年 3 月に修了見込みの者。

イ 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者。

ウ その他知事が前 2 号に掲げる者と同等以上の学力を有すると認められた者。

(3) 出願手続

ア 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送又は直接農業大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

(ア) 入学願書（農業大学校所定の用紙を用いること。）

(イ) 文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書で厳封したもの。

2 の(2)のアに定める以外の者にとっては、大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類。

(ウ) 返信用封筒（定型封筒縦20.6センチメートル×横9.0センチメートル 1 枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号

を明記の上、切手80円分を貼付したもの)

イ 出願期間

平成16年2月18日(水)から2月27日(金)までとし、郵送の場合は2月27日必着とする。

ウ 入学願書提出先

大田市波根町970番地1 島根県立農業大学校研修教育科

(4) 入学試験及び合格者の発表

ア 入学試験

(ア) 日時 平成16年3月9日(火)10時から16時まで

(イ) 場所 大田市波根町970番地1

島根県立農業大学校

(ウ) 試験

入学試験は筆記試験及び面接試験とし、筆記試験の科目は、次により必須科目及び選択科目に区別して行う。

必 須 科 目	選 択 科 目
国語 (古文、漢文は除く) 数学	生物 B、化学 B、作物、野菜、草花、果樹、畜産のうちいずれか1科目

イ 合格者の発表

平成16年3月11日(木)農業大学校の玄関前に掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

3 問い合わせ先

出願手続、入学試験等について不明な点は、農業大学校又は隠岐支庁農林局若しくは最寄りの農林振興センターへ問い合わせること。

4 その他

願書等本校所定の用紙は、島根県立農業大学校で交付する。なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒(角形2号縦33.2センチメートル×横24センチメートル1枚)に住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手120円分を貼付したものを同封すること。

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第3項の規定に基づき、生産事業者を次のとおり登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成16年2月6日

島根県知事 澄 田 信 義

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の所在地
		種 穂		苗 木		
		採 取	精 選	幼苗の育成	幼苗以外の 苗木育成	
620	永田 明子 出雲市馬木町735番地					出雲市馬木町735番地

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画

の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成16年 2 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 都市計画の種類

木次都市計画及び三刀屋都市計画下水道

2 都市計画を変更する土地の区域

大原郡木次町大字木次、新市、里方、山方、下熊谷、東日登、西日登地内

飯石郡三刀屋町大字三刀屋、下熊谷、給下、古城地内

3 都市計画の案の縦覧場所

島根県土木部下水道推進課、木次町役場及び三刀屋町役場

4 縦覧期間

平成16年 2 月 6 日から平成16年 2 月20日までの間

